

貸貸借随意契約結果表

公表事項	内容
貸貸借主管課所名	議会局総務部秘書総務課
件名	さいたま市普通自動車（議会公用車）再貸貸借
借入場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和6年1月26日
契約の相手方名	三菱オートリース(株) さいたま支店
契約金額	69,740円 (月額)
随意契約によることとした理由	<p>平成30年度に契約を締結した「さいたま市普通自動車（議会公用車）貸貸借」では、議会公用車を平成31年2月25日から令和6年2月24日まで借り受けている。</p> <p>新たな貸貸借契約の締結に当たっては、議会公用車として議長公務等の円滑な執行のため、一定の車種・品質・環境性能を備え、市長並びに他市議会との均衡を維持することが求められる。</p> <p>しかし、昨今の世界情勢等の影響により、車両の調達性が低下し、同等車種の新規調達には、複数年の準備期間を要することが見込まれることが明らかとなった。</p> <p>本調達では、本調達以前の契約での車両と同程度の品質性能及び環境性能を維持する必要があることから、再リースを選択し、引き続き車両を借り受けする。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、現車両の貸貸借事業者である三菱オートリース株式会社さいたま支店と随意契約を締結したものである。</p>